

安全

便利

口座振替(自動払込)をご利用ください。

口座振替(自動払込)規定

- 1 貴店(局)に口座振替通知書の送付があったときには、私に通知することなく振替日に裏面に記載した指定預(貯)金口座から口座振替通知書の金額を引き落とし金沢市へお支払いください。
- 2 前項の手続については、指定した預(貯)金の約定にかかわらず、当座小切手の振出し、又は、預(貯)金通帳及び同払戻請求書の提出をいたしませんから、貴店(局)所定の方法で処理してください。
- 3 指定預(貯)金残高が、振替日において納付金額に満たないときは、私に事前に通知することなく、口座振替通知書を返却されても異議はありません。
- 4 この口座振替(自動払込)契約は、貴店(局)又は金沢市が必要と認めたときは解約されても異議はありません。
また、私の都合により、この取扱いを変更又は廃止するときは、貴店(局)へ依頼書(申告書)を提出します。
- 5 各月の領収証書の発行が省略され、これに代えて金沢市が発行する振替納付済通知書(1年分一括)を送付されることについて差し支えありません。
- 6 この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴店(局)に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、ゆうちょ銀行が定める自動払込み規定も適用されます。

国民健康保険料の口座振替(自動払込)留意点

◎毎月振替(前納振替はありません。)

- 1 原則として、申込み手続のあった翌月から振替いたします。
- 2 振替日は、毎月末日です。
- 3 振替不能になった場合は、納付書をお送りします。
- 4 月末が金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。
- 5 世帯主(納付義務者)が変更になったときは口座振替(自動払込)が廃止されますので、再度手続きが必要となります。

お問い合わせ先

医療保険課 076-220-2258
保険年金課